

Title	太平洋問題調査会 (IPR) と移民問題 (一) : 第一回ハワイ会議を中心として
Sub Title	The Institute of Pacific Relations (IPR) and the immigration problem : with the focus on the first Hawaii Conference (1)
Author	片桐, 庸夫(Katagiri, Nobuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1985
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.58, No.6 (1985. 6) ,p.37- 56
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19850628-0037">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19850628-0037</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 太平洋問題調査会 (IPR) と移民問題 (一)

— 第一回ハワイ会議を中心として —

片 桐 庸 夫

## 問題の所在

第一章 日本 I P R の基本姿勢

第二章 移民問題をめぐる四つの立場……(以上本号)

第三章 移民問題討議……(以下次号)

結 論

## 問題の所在

一九二四年五月一五日、人種差別条項を含んだいわゆる排日移民法 (ジョンソン法) がアメリカ議会上下両院において可決された。それによって日本人の対米移民が縮出されたことは、宿願の大国への仲間入りを果たした日本に大きな衝撃を与えずにはおかなかった。

それまでも、カリフォルニア州を中心に西海岸において引起とされていた日本人移民排斥の動きは、日米間に緊張

をもたらししていた。それに対し、日米両国政府は日米紳士協約を締結し（一九〇七年一月—一九〇八年三月）、また日本側がいわゆる写真結婚花嫁の渡航禁止措置（一九二〇年三月）を講ずるなど、ともかくも外交手段を通じた問題の鎮静化をはかるべく努力を重ねていた。

排日移民法の成立は、そうした日米両国政府間の努力を無に帰するものであった。<sup>(1)</sup>たとえば、それに先立つ一九一六年一月、日本側では、日米関係の維持・発展のために民間のレヴェルで努力すべく日米関係委員会が組織された。右の法の成立は、そうした組織に参加していた会員に代表される自由主義的な人々に辛酸をなめさせるとともに、一般国民にも強い屈辱感や憤りを抱かせたのである。<sup>(2)</sup>

一九二五年七月一日から二週間、ハワイのホノルルにおいて九民間グループ（オーストラリア、カナダ、中国、ハワイ、日本、朝鮮、ニュージーランド、フィリピン、アメリカ本土）、一五〇余の一流人士が共力と友誼の精神をもって参加した太平洋問題調査会<sup>(3)</sup>（Institute of Pacific Relations: 以下IPRと略す）第一回ハワイ大会（以下ハワイ会議と呼ぶ<sup>(4)</sup>）は、アメリカにおける日本人移民排斥問題の深刻化、およびそれにもなる日米関係の悪化を直接の要因として開催された。

しかし同時に、第一回ハワイ会議が開催に至った背景として、第一次世界大戦後の時代の潮流も見過すことはできない。平和主義・自由主義勢力の台頭、第一次世界大戦という未曾有の惨禍をもたらした秘密外交や「力の哲理」<sup>(5)</sup>に対する不信、それにもなる国際協調や国民外交への期待の高揚などは、そうした潮流の具体的表れといえる。さらには、交通・通信手段の発達の結果、世界が一層小さくなり、「東洋との交通を隔絶遮断せし太平洋は却って其の便宜なる要路と変じた」<sup>(6)</sup>こと、そして、日米間の移民問題以外にも中国における民族覚醒の動き—治外法権撤廃、関税自主権回復の要求—が顕在化し、東西間に軋轢が高まりつつあったことなども重要である。

ところで、第一回ハワイ会議に参加した九グループの中で、日本とアメリカ本土のグループが中心的位置を占めたことは、当然であった。その理由の第一は、たとえ民間の代表者から成る会議といえども、その背後にある日米両国

の国際的地位が他と比較して抜きん出ていたことによる。第二には、中国グループが同国における不平等条約撤廃を主張したにもかかわらず、上海その他に蔓延しつづつあった同盟罷業や借款に対する同政府の金利未返済などへのイギリス、日本、アメリカといった主要国の不評から、同国に対する同情が強く集らなかつたことによる。これらの事情から、本来移民問題が有している重要性を上回る関心がそれに払われることになつたといえよう。

従つて、第一回ハワイ会議での討議研究は宗教・教育・文化関係、経済・商業関係、人口・人種関係（移民問題を含む）、政治関係の四部門に分かれて進められたが、その焦点は人口・人種関係に置かれた。<sup>(7)</sup> また、その問題に關しては、人種、経済、文化、宗教、生物などを含む多角的な面からの討議研究が必要とされ、実際に不満足な点もあつたといへ、一通り行われた。<sup>(8)</sup> そして、人口・人種関係の中でもとりわけ日米間の移民問題をめぐる法律的政治的問題がその中心であつた。

ところで、第一回ハワイ会議における移民問題の討議研究に關する従来の研究成果は皆無に近く、また十分な討議録も残されていない。従つて、本稿では、第一回ハワイ会議における移民問題の討議研究を、周辺の資料を主に用いて再構築することを試みている。そのために、まず第一章において民間人の手による第一回ハワイ会議になぜ日本グループは参加したのか、同会議に臨むに際しての基本姿勢はいかなるものであつたのかを検討する。次に第二章においては、移民問題に対するオーストラリア、カナダ、ハワイ、日本、ニュージーランド、アメリカ本土グループの声明を紹介し、同問題についての討議研究の中で示された四つの立場を明らかにする。その上で、第三章において、日米両グループを中心として四つの立場からいかなる移民問題の討議研究が行われ、いかなる結果に終つたのか、そして最後に、その結果がどのような影響力を持ちえたのか、等を考察の主な目的とする。

(一) ヒューズ (Charles E. Hughes) 國務長官は、この件について次のように困惑と遺憾の意を示している。「日本人は感情的な人々であるから、そうした法の制定を疑いもなく彼らに対して侮辱するものとみなすであらう。私は、遺憾ながら、そうし

法的行為は大いに対日関係の改善をもたらしたワシントン軍縮会議の成果をほとんど台無しにする旨を表明せざるをえない。日本における最近の関東大震災に際し、被災者の救済に対してアメリカが表明した関心や思いやりも、もしこのような法律を実施するならば、彼らの憤りを鎮静することには役立たないであろう。……問題は、こうした法律を実施して、我々が最も懇篤な関係を樹立すべき友好国を侮辱するだけの価値があるかどうかであり、さらには、こうした行動によって何が得られるかである。Quoted from Whitney A. Griswold, *The Far Eastern Policy of The United States* (New Haven and London, 1962), p. 371.

(2) たとは、自ら太平洋の橋たらんとして日米親善に生涯を捧げ、一九二九年に日本IPR理事長、第三回京都会議議長に就任することにもなる新渡戸稲造が、本法が撤廃されない限り再びアメリカの土を踏まない旨を語ったことは、あまりに有名である。この件については、石上玄一郎『太平洋の橋』（一九六八年、講談社）、佐藤全弘『新渡戸稲造―生涯と思想』（一九八〇年、キリスト教図書出版社）、そして内川永一郎『晩年の稲造』（一九八三年、岩手日報社）等を参照のこと。

また一九二〇年代から三〇年代にかけて、わが国屈指のジャーナリストの一人として活躍した清澤冽は、排日移民法成立後の対米批判が沸騰する中で日米両国提携の必要を主張しながらも、同時に排日移民法が日本に与えた影響の深刻さについて次の点を認めざるをえなかったのである。曰く、「米國」という名は、今の日本人に対して心よく響く名前ではない。移民法制定以来、この名前が不快なるものの対照として、わが国の民衆の心臓の底に食ひ入ったことは、けだし想像以上である。……米國が日本になした不正義に対し非常なる憤懣を感ぜざるを得ないものである。……米國は日本移民に関する限り、暴君の如き態度と方法を用ひ、無用にも、日米間に超ゆるべからざる溝を作ったのである。」と、清澤冽「日米両国提携の必要」『国際知識』一九二六年三月一日号、一〇ページ、二二ページ。

(3) 太平洋問題調査会は、当初わが国においては太平洋問題協議会、太平洋関係調査会議、汎太平洋会議などと呼ばれ、呼称が必ずしも統一されていなかった。それが太平洋問題調査会と統一されたのは、第一回ハワイ会議終了後の一九二五年二月八日、銀行クラブにて開かれた相談会の席においてのことである。

(4) 太平洋問題調査会設立の経緯や目的等に関しては、片桐庸夫「太平洋問題調査会の軌跡―その設立経緯、目的、組織を中心として―」『群馬県立女子大学紀要』第三号、一九八三年三月を参照のこと。

(5) 高木八尺「太平洋関係調査会の設立について」『外交時報』一九二五年一月一五号、六〇ページ。

(6) 神崎驥一「太平洋問題と国際連盟」『国際知識』一九二六年六月一日号、五四ページ。

(7) 高木八尺は、移民問題について、「議題の中最も多く最も長く委員の注意を集中した」問題であったと述べている。高木、

前掲書、六五ページ。

(8) 第一回ハワイ会議については、初めての経験ということから、同会議に臨むに際して各グループがあらかじめ必ずしも周到な準備、研究を行っていなかった。そのために、会議の中で十分な知識に基づかない発言、感情的発言、偏見に基づく発言がなされたり、用意されたデータが不十分であったことなどは、よく指摘されるところである。その例として、たとえばルミス (Charles F. Loomis) は、次のように述べている。「ホノルルでの第一回会議を前にして、会議に参加する数カ国に太平洋の諸問題についての研究グループが作られた。これらのグループの研究記録は、ホノルル・グループを通して各グループ間で交換された。これらの記録を基礎に作られた質問事項が各グループに送られた。だが、その結果寄せられた解答は満足できるものではなかった。不十分なデータが各グループより寄せられたにすぎなかったのである。……第一回会議の結果、プログラムを成功裏に取扱うためには、もっと十分な事実の必要なことが示された。しばしば対立する問題をめぐる討議の中で示された声明を立証するためのデータに欠けることがあった。」Charles F. Loomis, "Light From Three Conferences", *Pacific Affairs* (January, 1930), p. 128-137. かくて、グループ討議の基礎となるデータの重要性と必要性が認識され、それが第二回ハワイ会議に向けての準備の中で、主要課題の一つとされることになるのである。

## 第一章 日本IPRの基本姿勢

### 1

第一回ハワイ会議に向けての日本側の対応が具体的に開始されたのは、本会議開催年の一九二五年三月以降とみることができる。

そもそもハワイの中央委員会による日本側への働きかけは、当初この構想がアメリカにおけるYMCAの運動の中から生れたという事情から、一九二三年末頃より東京YMCA総主事齊藤惣一、同理事長長尾半平、YMCA同盟名譽理事G・S・フェルプス (G. Sidney Phelps) に対して行われていた<sup>(1)</sup>。だが、会議開催の主旨は、その準備過程にお

いて次第に宗教的の目的から世俗的のそれへと変化し、日米間の移民問題に象徴されるような太平洋地域が現実的に直面する諸問題を調査、研究、そして討議の対象として扱うことが決められた。<sup>(2)</sup> その結果、日米関係委員会などを通じて民間の立場から日米関係の改善に取組んでいた渋澤栄一に対して協力を求めるようになったのである。

一九二四年七月一七日、IPRの設立に大きな役割を果たしたハワイのアサートン(Frank C. Atherton)は渋澤に書簡を送り、その中で排日移民法の成立を遺憾とし、時間をかけて各方面より本問題の研究を行うならば、移民問題だけでなく他の重要な要件をも円満に解決できるような何等かの方法を発見できると考えること、一九二五年七月の大いにおいて、移民法のほか太平洋諸国の経済外交関係や太平洋地域のかかえる問題を円満かつキリスト教徒の理想に背かないような解決について腹藏なく協議すること、これらの問題に関してアメリカだけでなく諸外国の市民をも教化する必要性のあること等の考えを伝えた。その上で、カナダ、中国、フィリピン、アメリカと同様、日本からも八人ないしは一〇人の有力なる代表者を本大会のために派遣するよう要請した。<sup>(3)</sup> 右書簡に接した渋澤は、「何トカシテ当方ヨリモ出席セシメラレタキモノナリ、今日ヨリ熟考ヲ要ス」<sup>(4)</sup>とのメモを残している。影響力の大きい渋澤がこのように考えたことは、日本側が参加の方向に大きく傾いたことを意味したといっても過言ではない。

日本側で第一回ハワイ会議に参加すべく具体的準備作業が開始されたのは、翌一九二五年三月にハワイの中央委員会から日本のYMCAに正式の招待状が届けられ、かつ同二四日にアサートンが渋澤に電報を送り、その中で、日本からも有力な代表者を派遣するように彼の協力を重ねて求めるといふ前年来の協力要請の枠を一步踏み出して、日本の代表者の選定を彼に依頼してから後のことである。<sup>(5)</sup> 具体的には、同年三月二六日に東京帝国大学集会所において開催された第一回ハワイ会議に関する正式相談会をもって開始された。<sup>(6)</sup>

この相談会において、第一回ハワイ会議への日本側の参加を可決し、その準備研究を行うために太平洋問題調査会を組織することで意見の一致をみた。同時に、この調査会には次の三部会からなる小委員会が併立され、執行委員と

して東京帝大教授高木八尺、東京帝大教授姉崎正治、齊藤惣一の三名が選任された。<sup>(7)</sup>

第一部会―移民及び人種問題の研究

第二部会―通商産業問題の研究

第三部会―宗教、教育及び文化問題の研究

右の三部会においては、阪谷芳郎男爵を中心として会員が協同の精神をもって第一回ハワイ会議の準備のための研究を行った。とりわけ山田三良、乾精末、移川子之蔵、出井盛之、島田考一、金井清、小平権一、渡辺金蔵、猪間驥一、矢内原忠雄らが各々の専門をいかして、会員の指導や後援を行ったといふ。<sup>(8)</sup>

そのような太平洋問題調査会を背後から強力に支えていたのは、渋澤である。当時病床にあったにもかかわらず、既にみたように、代表の人選にあたり、かつ太平洋問題調査会を後援し、いわば顧問役として種々の相談にのつたと、自らが関与していた日米関係委員会に働きかけ、人材の提供と財政援助を受けられるようにはからつたことなど、彼の存在は本調査会にとって欠かせないものであった。

さらに、第一回ハワイ会議が民間人の手による国際会議であるにもかかわらず、同会議の主要案件である移民問題に対する日本側の態度は、大筋において朝野をあげて一致していたといえる。しかも、同会議が日本の立場を国際的な場で主張する絶好の機会とみなされていたことから、外務省は幣原喜重郎外相を筆頭に終始協力的態度をとり、対米移民問題、カリフォルニア州排日運動の沿革、一九二四年移民法細則等の資料提供を行っている。<sup>(9)</sup> その外務省側の窓口となつたのが佐分利貞男通商局長であり、太平洋問題調査会側の窓口となつたのが渋澤であった。<sup>(10)</sup>

こうした中の四月二八日、青年会館において第一回ハワイ会議出席者による第一回打ち合わせ会が渋澤、澤柳政太郎、頭本元貞、井深梶之助、高柳賢三、高木、齊藤らの出席の下に開かれた。その結果、澤柳が委員長に互選され、各研究部会に関する担当も決定され、まがりなりにも日本側の態勢作りがなされたのである。<sup>(11)</sup>



太平洋問題調査会の各研究部会は、第一回ハワイ会議までの約二カ月半の間に各々三―四回準備のための研究会を開き、総会も都合六回開かれた。第一回ハワイ会議において討議研究の予想されるテーマの中で、日本側にとって最も重要な移民問題については、ナシヨナル・ベースで見解の統一をはかり、その上で同会議に臨むべきか、或いは、各人の見解を尊重し、個人の資格で自由に意見を述べるようにすべきかをめぐって種々考えられた。この件については、結局のところ後者、すなわち各個人が自由に意見を述べてよいということに結着をみたのである。<sup>(12)</sup>

その理由は、後者の方が本来のIPRの理念とも一致するからであったが、それ以上に移民問題に関しては、たとえばアメリカの排日移民法に内包されている第一三条C項の人種差別的原則の撤廃をめぐって異論がなかったこと<sup>(13)</sup>に示されるように、ナシヨナル・ベースで臨んでも個人の資格で臨んでも見解の相違がなかったことによる。見方を交えるならば、移民問題に対する日本側の立場はそれだけ明白であったとみることができよう。

日本側の立場、すなわち第一回ハワイ会議における移民問題討議を通じて日本側が訴えんとしたこと<sup>(14)</sup>の中心は、アメリカに排日移民法の撤廃を要求することではなく、まず当時の日本の自由主義的潮流について理解を得た上で、同法について日本国民がどう考えているのか、国民感情がいかなるものであるのか、そしてそれに対してどういう希望や要求を持っているのかをアメリカ側に正確に伝えること<sup>(15)</sup>にあった。従って、ハワイにおける日本グループの会員の活動は、次の五点を中心に行われることが決定されたのである。

- (1) 内部的には自由主義、外部的には国際協調主義を基調とする新日本の精神及びその実績の紹介。
- (2) 日本の移民政策が門戸開放主義であり、人種に依る差別を置かざる事の説明。
- (3) 一九二四年七月の制定にかかる米国民法に對し、日本人は何故に憤慨するやの説明。

- (4) 移民問題の中心をなす同化問題に対する公平なる研究。  
(5) 国際社会の立場から見た各国移民政策の進むべき道の論究。

以上の五点を基本文針として第一回ハワイ会議に臨む日本グループの基本姿勢が一応固められたのである。

(1) 澤柳政太郎編『太平洋の諸問題』(一九二六年、太平洋問題調査会)、七ページ参照。

(2) この件については、片桐、前掲書、九六―九七ページ参照のこと。ただし、IPRの目的が宗教的目的から世俗的それへと変化したといっても、IPR設立の経緯からして第一回のハワイ会議にはYMCA関係者が多数参加していた。これが原因で、会議開催前後にはアメリカ本土グループのジェンクス (Jeremiah W. Jenks) 博士やウィルソン (George G. Wilson) 教授など四、五名の有力者から、ハワイ会議はYMCAの色彩が濃すぎるとか、IPRがYMCAの人々の手に握られているのを見て驚いた、もしそのことを知っていたら、私はこの会議に参加しなかったであろうといった不満の声も強く出されることになったのである。

こうした不満は、IPR設立の経緯の中でYMCAの果たした役割を十分に知らされていなかったことや、YMCA本来の活動についての認識不足といった事情から生れたものと思われる。以上の点については、『AN INSIDE STORY OF THE INSTITUTE』(unpublished and undated manuscript, University of Hawaii Archives in Sinclair Library, University of Hawaii) 参照のこと。

(3) 一九二四年七月一七日付アサートン発波澤栄一宛書簡、波澤青淵記念財団竜門社編『波澤栄一伝記資料』(一九六一年、波澤栄一伝記資料刊行会) 第三七巻、四五五―四五八ページ所収。

(4) 同右書、四五七ページ。

(5) アサートンが本電報にて波澤に日本の代表者選定を依頼した理由は、この段階で中国とアメリカの有力な代表者の参加が確実になったことによるものである。一九二五年三月二四日付アサートン発波澤宛電報、同右書四六一ページ参照。

波澤がアサートンのこうした要請にこたえて彼に確定人名を回報するのは、一九二五年六月八日のことである。一九二五年六月八日付波澤発アサートン宛書簡、同右書、四六五ページ参照。その間の三月二八日と四月二〇日の二回にわたってアサートンから波澤に対し、くれぐれも第一流の有力者ならびに各方面の専門家を日本の代表者の中に含めるよう依頼している。一九二五年三月二八日および四月二〇日付アサートン発波澤宛書簡、同右書、四六二―四六五ページ参照。このあたりにもアサ

イトンの第一回ハワイ会議に対する真剣さの一端を垣間みることが出来る。だが、日本側の代表者の一人フェルプスの次の発言にみられるような不満を日本側に抱かせることにもなったのである。すなわち、フェルプス曰く、ハワイの中央理事会やアメリカの委員会から日本側に対して卓越した人物や太平洋問題の専門家を含めるなどして日本の代表団を強化しよう再三言われたために、日本側は当惑させられた。日本側は、代表者の早期任命を強要されたために、参加の承諾をもっとも得やすい人々、つまりYMCAの指導者たちのグループを代表として早い段階で確定するという誤りを犯すはめになった。その結果、日本の代表団にキリスト教関係者以外から卓越した日本人を参加させることを困難にさせた、と。以上のフェルプスの発言については、前掲「AN INSIDE STORY OF THE INSTITUTE」参照のこと。

(6) この相談会が開催の運びに至ったのは、斉藤、長尾、フェルプスの三氏の尽力に負うところが大きい。その理由は、既に触れたように、当初ハワイの中央理事会からの連絡が東京YMCAに寄せられていたことによる。こうした事情から、本相談会当日の朝、斉藤は洗濯を訪問し、打ち合わせを行った上で相談会に臨んでいる。「一九二五年三月二六日付波澤栄一日記」竜門社、前掲書、四七九ページ参照。この相談会への参加者は二五名、その中には人種問題や太平洋地域の外交、経済などの分野に関心を抱く人々や婦人も含まれていた。澤柳、前掲書、六ページ参照。

(7) 同右書、七ページ。

(8) 同右参照。

(9) 一九二五年三月三〇日付武富敏彦サンフランシスコ総領事発幣原喜重郎外務大臣宛電信機密公第九号の中で、武富は「ホルル」ノ会合ヲ以テ必ラスシモ一片ノ学者ノミノ会合ト見ルハ稍当ヲ得サルヤノ感モ有之、從テ其ノ實際ノ效果如何ハ別問題トシ、我方に於テモ相当注目ノ要アル義カト被存候」と注意を促している。竜門社、前掲書、四八二ページ。

(10) 「一九二五年三月三一日付波澤栄一日記」竜門社、前掲書、四七九ページ、および神崎驥一講演「太平洋関係研究会会議報告」同右書、四八三、ページ参照。

(11) 「一九二五年四月二八日付増田明六日誌」竜門社、前掲書、四八一ページ参照。

(12) 神崎、前掲講演、同右書、四八三ページ参照。

(13) 同右。この件については、第一回ハワイ会議日本代表澤柳政太郎がハワイ在留同胞に対して行った挨拶の中で、次のように語っていることにも示されている。曰く、「今回の太平洋問題会議も其の究極の目的は国際正義及人道の実現を期するにある事は既に発表された趣旨書で御承知の事と信じます。然しながら今や世界各国には反動思想が漲っている有様で本会議に於

いても私共日本の代表者は勿論各国の代表者がどれ程協調の精神を以って討議しましても直ちに現情<sup>(1)</sup>の改善に著しい効果を生ずるとは考へられません。…：今度太平洋問題会議が開かれても目下在留同胞が痛切に医救を求めて居らるゝ目的を早急に達する事にはならないと思ひます。然し正義人道を目標とする本会議が、しかもアメリカ側から提案せられて、茲に各国の専門家が集つて互ひに胸襟を開いて太平洋の諸問題を討究する事は諸君にとつて一の慰安にして亦一の希望を前途に懸けるものと云へると存じます。諸君が現に遭遇して居られる立場から云へば迂遠の感はありませうが、私共は本会の趣旨の為に微力を尽すは決して無用でないと信じて出席する次第であります。諸君は正義は最後の勝利者であるとの確信の下に失望せず落胆せず、諸君の言動は慎重の上にも慎重を期せられ、他日正当なる解決を得るに至らんことを、私共は諸君の将来に懸念しつつある日本に於ける諸君の同胞と共に祈る次第であります。と。澤柳政太郎「太平洋会議日本代表者からの在留同胞への挨拶」、澤柳、前掲書、三五ページ。

(14) 高柳賢三「移民問題と太平洋の平和—太平洋関係調査会第一回総会で討議された移民問題諸相—」『改造』一九二五年一月二月号、二九ページ。

## 第二章 移民問題をめぐる四つの立場

### 1

一九二五年七月一日から二週間にわたつてホノルル郊外のプナフ学校 (Punahou School) 講堂、教室を会場として開催される第一回ハワイ会議に先立って、前日の六月三〇日午後より各IPR会員の歓迎と会議機関の組織化を目的とした最初の会合が開かれた。<sup>(1)</sup>

本会合の席上、スタンフォード大学総長のウイルバー (Ray L. Wilber) がハワイ会議議長に推薦され、副議長にアサートン、幹事にデイヴィス (Merle J. Davis)、ルーミス (Charles F. Loomis)、そして会計にタンク (Tanney L. Peck)

が各々任命された。その他、執行委員会 (Executive Committee)、公表委員会 (Publicity Committee)、プログラム委員会 (Program Committee)、議定及出版委員会 (Findings and Publication Committee)、そして常設の組織準備委員会の設置も議決され、会議の事業を分担させることになった。<sup>(2)</sup>かくて、第一回ハワイ会議は基本的にその組織化を終え、正式に成立をみるようになったのである。

議事のプログラムについては、会期初頭の二日分だけが予め決められ、その後の議事はプログラム委員の手により毎日順次決められることとされた。<sup>(3)</sup>議事の方法は、これはIPRの特色の一つであるが、会員が二、三〇名ずつ四テーブルに分かれて参加する円卓会議、全体討議、そして講演の三形式が採用された。<sup>(4)</sup>

第一回ハワイ会議に参加した会員は、学者、法律家、宗教家、実業家そして労働組合の活動家など、その背景を異にし、しかも、個人的資格で参加していた。こうした事情から、自らの属する国家や社会的組織の背景を反映しながらも、各々は個人的見解を有していた。そして、そのことが円卓会議や全体討議の場で会員同士が相互に意見を述べ、批判し合い、会員の考えを修正したり、視野を広げるといふ教育効果を生みだすことに大きく寄与したのである。また、それ故に、会議の場で、一つの問題をめぐって国家的対立に陥るようなことも回避できたのである。これらは、第一回ハワイ会議が民間会議であればこそ可能であったといえる。

ところで、第一回ハワイ会議においては移民問題、中国における不平等条約撤廃問題、太平洋の各国における在留外国人の地位、東洋の工業化、宗教および教育が太平洋の諸問題解決に国際的、人種間の関係改善に資すべき方面、宣教師の価値、太平洋諸国の生活標準、太平洋地域における国際協力の方法、日本および中国の現状などの問題が多岐にわたって討議の対象とされた。<sup>(5)</sup>これらの問題のうち、とりわけ会員の関心を喚起し、長時間討議に費されたのは、当時から予想されていたことであるが、自然に移民問題であった。<sup>(6)</sup>

移民問題に対する関心の大きさは、第一回ハワイ会議第一日目の原田助による「……此会議の目的を達成し、太平

洋諸国間の相互諒解、及び関係を改善せんが為、各自をして其の最善を尽さしめ給へ。」との開会の祈禱や、ハワイ知事ファーリントン (Wallace R. Farrington) の歓迎の辞などに引続いて行なわれた「各国の立場よりみたる太平洋問題」に関する声明にもうかがうことができる。換言すれば、それは、日本の朝鮮「同化政策」に不満を述べた朝鮮グループ代表の申與雨、フィリピンのアメリカからの独立を要求したフィリピン・グループ代表のコンラド・ベニテス (Conrado Benitez)、不平等条約の撤廃を要求した中国グループ代表の顧子仁らの声明を除いて、次に紹介するように、オーストラリア、カナダ、ハワイ、日本、ニュージールランド、アメリカ本土の各グループ代表は、各々の立場や事情の相違を反映しながらも、移民問題を中心とした声明を発表したことも示されているのである。<sup>(8)</sup> それらの声明を紹介すれば、次のとおりである。

オーストラリア・グループ代表ステファン・H・ロバーツ (Stephen H. Roberts)

人口問題に対するオーストラリアの確立された政策は、いわゆる「白人豪州主義」である。これは、何れの国籍に属する者も欧州語の中、何れか一つの書取試験に及第できない者は入国を拒むことができるという単純な無差別的な法律である。この法律の本来の目的は経済的であつて、オーストラリアに於ける生活標準及び文明の程度を維持しようとしたためである。この標準を下させる傾向のある低廉なる労働者は、正であれ、不正であれ、論理的であろうとなかろうと、どんな犠牲を払ってでも排斥されねばならない。オーストラリアの行わんとすることは、不快なる差別待遇を行わず、また関係者の感情を害することなく、かつ最も紳士的方法でこれを遂行することにある。

太平洋に関していえば、オーストラリアの興味はまず第一に日本にある。従来からオーストラリアは日本の発展する方向に著しく興味を感じていた。オーストラリアの対日感情は著しく不安の状態にある。不安というよりも猜疑ともいえる対日感情は、日本の産業化が満州、蒙古、シベリア方面への発展を高唱するに至らしめたのを知るに及んで減退したが、蘭領東印度、赤道以北の委任統治領、南太平洋諸島に日本が興味を有し、また日本人の居住することがオーストラリアの不安の感情を強めた。事実この不安は存続している。

カナダ・グループ代表ジョン・ネルソン (John Nelson)

カナダは、今日尚国家としては未だ幼年期で、移民問題は最も重要な問題である。カナダは、移民問題に対して慎重な態度をとらねばならなかった。何故なら、その住民はフランス系とイギリス系の二種で同種のものでなく、何等国家的一定の標準も形式も未だ確立されていないからである。

東洋人はカナダ人と同化する傾向が未だ示されていない。カナダ人をして、これらの同化し得ざる民族及びその子孫に市民権を与えて自由の国民とするということは、彼らの国家的生活に重大なる結果を持ち来らすものであると慎重に考えざるを得なくさせた所以である。

このカナダの態度は、東洋人の移住する事は決して自分達の国家生活の様式を危険に導くまでに達しめてはならないというのが一つの心配なのである。このこと、及び比較的高い出生率を有する民族は、カナダにとって不安である。

中国人移民流入抑止策として、カナダは人頭税を課し、それを五〇ドルから五〇〇ドルに引上げたが、中国人移民流入を抑止できなかつた。よつて、遂に一九二三年中国人移民禁止法が制定されることになつた。

日加間では、紳士協約として一九〇八年にルミュー協約を締結し、初め日本人移民を約四〇〇人に制限、その後、一九二三年にカナダ側の要望により一五〇名に制限枠を拡大した。

仮に、この方法が賢明なものであるか否かについて異なる意見が存在するとしても、それに付随する事件は、たとえそれが困難な問題でも、いかに危険な争闘を避け得るかという立派な証明となつたのである。従つて、こうした誤解は、相互の信頼が存在するところにおいては避けられるのである。

ハワイ・グループ代表ロマンゾ・アダマス (Romano Adams)

太平洋の兩岸及び欧州から来た各種の民族から成るハワイの住民は、同種の民族の特質である意思及び国情の統一を得るまでには未だ進んでいない。しかもなお、一度ハワイに住んだ者は、たとえわずか数年であっても、彼らに考え方の一つの変化が起つていくことは普通の経験である。私は、ある判然としたハワイの見地というべきものがあり、少なくとも、それは目下形成されつつあるものであることを信じている。

ハワイ地域は狭く人口も小さいが、歴史的事情や社会的伝統の相違から、各種民族間の接触は、人種及び非常に相違した文化

を持つている人民間の接触としては極めて多様にして変化に富み、また自然に行われている。各人種は、ほとんど平等に近い状態及び相互の理解、尊重、協力に都合のよい事情の下には類例のない位よく接触している。その接触の範囲は広く及んでいる。このことは、特に言語によって区別されない。青年達において殊にしかりである。ハワイには、各種の超人種的協会を禁止する何等の法律も習慣もないという点は注意に値する事実である。ハワイにおける結婚の四分の一は、国民的、人種的に相違した男女間の結合である。しかしながら、ハワイにおける接近親交がこれで十分であると言うのではなく、なおなされねばならない事が数多くある。

科学理論の立場よりすれば、なお人は全太平洋の沿岸諸国に比して、さらに発展進歩した状況をハワイについて語る事ができる。而して、我々は、今後五〇年間におけるハワイの経験はさらに進歩した段階にある国際的、超人種的接触の実例として人に示すに足るものとなることを信ずるものである。

ハワイの見地よりすれば、太平洋の諸問題の多くは、その性質において、その範囲は大きくあるが、ハワイの問題と大体類似せるものであると思われる。

#### 日本グループ代表澤柳政太郎

日本は、今や東西両洋文化接触の第一期より急速に両洋文化の調和諒解を互いに相求むる第二期に入ろうとしている。東西両洋の文化は、日本において融合しつつある。西洋の側にも、これに応ずる同様な態度がほしい。

世界は今や特殊の発展階程にあって、各国民各人種は嫌悪する程度までにはよく知り合っているが、まだ他を好み尊敬する程度までには至っておらない状態にある。その結果、親しくあるべき国民間に誤解、争闘の不幸を招く結果となっている。故に、人種を異にする国民間に他国民と適切に調和を保ち、尊敬し合つてゆくことのできる実際の基礎を発見することが焦眉の問題である。この調査会にとつて、これほど重大な問題はない。この方面において、ある決定的建設的進歩を此会においてみる事ができないならば、吾々をここに会合せしめた崇高なる目的を達したといふことができない。

人種の反感の眞の原因とは何であるか、實際的にどんな措置をとり得るか、人種を異にするものが互に他人種を人類なる一族の兄弟として認め、一方において各自その歴史的伝統とその特殊の文化に忠実であり、しかも他方において世界文化という総建築を平和の中に構成せんとするには、どんな勢力を集め得るか、これらがこの調査会の注意を要する緊急の問題である。



人口問題は、日本の死活に関する問題である。日本における人口難は、海外移住と国内産業化との方法によってのみ除かれ得るといふのが広く行われている見解である。

この人口問題は、さらに進んで日本の移民問題を論ずるに至らしめる。日本人がここに力説したい点は、他国の領土に自由に入国する権利を要求するつもりでないことである。吾々の抗議を提出する所は、人種による差別待遇である。かくのごとき差別待遇は、個人としても国民としても日本人の自尊心を傷つけること甚だ大なるものがある。一九二四年の差別移民法（ジョンソン法）に対し、日本人は失望、不満、否、憤懣の念すら懐いている。オーストラリア、カナダの移民問題に対する態度には不公平はあるが、取扱ひ方法は比較的賢く、また如才ないと認めてよかろう。吾々の諸君に要求する総ては、移民問題を最も公平に偏頗なく吟味してもらいたいという点にある。

#### ニュージールランド・グループ代表 J・B・コンドリフ (J.B. Conditte)

ニュージールランドは英帝国の搾乳場で、人口は一五〇万に足らず、その増加率は三〇年間変化がない。ニュージールランドの人口問題の中心は、オーストラリアと同じく、主としてアジアより群集して押寄せて来る労働者の移民に対する恐怖である。一八八一年から一八八九年に移民制限法の制定せられたるは、渡航資金前貸制 (Credit System) の許に移民して来る殆ど半奴隸的な労働者ともいふべき中国の苦力の大仕掛けの移住が原因している。人種的感情は、右制限法が敢重に勵行されるようになってから、全く消え失せてしまったのである。

ニュージールランドが人口の増加を制限せんとするのは既定の方針にして、これによって同島の経済上、衛生上等社会生活の標準を高めんとすることにある。それ故、アジア人労働者の排斥は今も変わらない方針である。最近の法令（一九一九—一九二〇）及び命令は、例えば如何なる比例にて実施すべきかということを確認している。

ニュージールランドは、その人口を自主的に統制する考えを持っている。ただ、それは巧みに行われること、他国民の感情を害さないことを条件としている。

ニュージールランドにとっての太平洋問題は、直接的というよりむしろ間接的なものである。ニュージールランドは、太平洋においてアメリカの政治的経済的援助を願わない。英本国との関係を粗にし、また太平洋問題に関し、英本国を無視せんとすること、きこことはニュージールランドの喜ぶことではない。私一個人の考えとしても、この調査会にイギリスの代表者の出席してはいないこ

とを遺憾とする。そのために、この会の討議が充分にできないことを恐れるものである。

アメリカ本土グループ代表ウイイルバー

数代にわたってインディアアンやニグロに関する争議、論争の存続していたことが、アメリカ人をして人種問題に対して特殊な感受性を有するに至らしめた。アメリカの人口は急激に増加した。初期にはイギリス、アイルランド、後期にはヨーロッパの西部、北部、南部から低廉なる労働力が断えず必要であった。太平洋沿岸の日本及び中国の移民もまた同一の理由に基づいて始められた。しかし、その結果として、アメリカ人が歴史的背景の故に特別に敏感なる人種問題をもたらししたのである。現在の事態または形勢の真の意義を了解せんと欲せられる方々は、この人種の混合なる問題に対するアメリカ人の有する本能的恐怖ということを理解して下さらねばならない。

人種混合に対するアメリカ人のこの態度の中には、一種の他人種に対する優劣の問題は第一義的には含まれていない。この態度の生ずる所似は、社会的に不遇なる市民階級が存在が自然に社会的に不平不満の源となることを恐怖することに基づくのである。民主主義は、社会の安定の基礎として満足せる市民を有しななければならないということは合衆国国民が本能的に理解する所である。

新しき土地における人口の吸収、ヨーロッパ移民の混合は急速に行われた。然るに、一九一四年から一九一七年までの深刻なる試練の時期に際会して、アメリカ人は始めて移民の問題に関し、各自祖国の国民性を保有し、母国に対する同情を保有する人々の多数よりなる集団的移民のもたらす結果やその弊害を漸く一般的に悟るようになった。この経過を目のあたりにみた人々の自然に抱く恐怖心が現在行われているすべての基礎をなしている。こうした背景のもとに、一九二四年ジョンソン法が成立した。この法成立の直接の要因は、大統領選挙に際してカリフォルニアと西部諸州が重大視されるようになったこと、移民に関する立法を必要とする一般的要素のあったこと、高い程度の生活標準を維持したいとの希望のあったこと、そして移民問題の処理をめぐって行政府と立法府との間に権限上の争いがあったことなどである。

以上の各声明(要旨)をみると、第一回ハワイ会議における移民問題討議の中でも示されることになるいくつかの立場をみいだすことができるのである。たとえば、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドの各グループの立

場は、原則的には無差別的姿勢をとりながら、いかに相手国との摩擦の生ずることを回避し、しかも効果的な移民政策を遂行していくかを配慮していた点に、その共通性と特色をみることができる。次には、アメリカ本土グループによって示された立場で、まず移民規制の問題は純然たる国内問題であるとの考えに立脚し、国家主権を盾として立法措置による移民制限を適当と認めるものである。日本の場合には、アメリカの立場を否定するものではないが、排日移民法第一三条C項に示される人種差別に基づく移民制限に対しては、これを認めることができず抗議せざるをえないという立場にあった。

さらに、中国グループは、これら三つの立場のいずれとも異なり、第四の立場をとっていた。移民問題が中国にとって主要な関心ではなかったために、彼らの声明の中には直接触れられていない。しかし、後の討議の中で示されるように、それは、アメリカ本土グループの立場に真向から反対し、世界は人類共同の所有物であり、移動の権利は自然権である。従って、移民の受け入れ国が立法措置によって移民の制限を行うことを容認しえないというものである。これらの四つの立場に基づいて、移民問題は討議研究されることになるのである。なお、その際に、格別討議されたいわけではないが、移民問題の今後あるべき方向性を示唆したのがハワイ代表の声明であるとみることができ、

こうした立場からも知ることができるように、移民問題は単に日米間に限られた問題ではなく、東洋諸国対カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、およびアメリカ、さらに日本対中国の問題でもあったのである。

また、それは政治的、法律的、経済的、文化的、人種的、生物学的、そして宗教的などの諸側面についての幅広い討議研究が必要とされるものでもあった。しかも第一回ハワイ会議における討議研究においては、既に述べたように、自然と日米間の移民問題、とりわけその中でも政治的・法律的側面に多くの時間が費されることになったのである。

従って、次章においては、移民問題をめぐって如何なる政治的・法律的考究が行われ、また日米双方の代表の間で如何なる論議が交されたのかを、各々の立場が最も鮮明に示された円卓会議における討議を中心にみていくこととした。

(1) プナフ学校のプナフ (Punahou) は「新しい春」を意味する。太平洋地域に「新しい春」をもたらす可能性を秘めた IPR にとって「プナフ学校は最もあらゆる会場であった」といふ。STATEMENT OF INSTITUTE OF PACIFIC RELATIONS HELD AT HONOLULU, HAWAII, JUNE 30th TO JULY 15th, 1925 (unpublished manuscript, University of Hawaii Archives in Schieffelin Library, University of Hawaii) 参照。

また、第一回ハワイ会議に参加した会員は、皆プナフ学校の寄宿舎にて二週間いわば寝食をともにした。そのために、会員相互間の面識、親睦を深めることができたことに加えて、会議の席上に限らず、寄宿舎の食堂や庭の芝生の上、そしてドライブを楽しみながらの談笑の間に意見を交わすこともできた。このことは、国際会議であるにもかかわらず、比較的微妙な問題も互いに胸襟を開いて各自の意見を素直に述べ合うことや、各国会員の間に関心の疎隔を比較的来たすこともなく会議の日程を消化する上で、非常に有益となったのである。

(2) 各委員の氏名については、澤柳、前掲書、九一二―一三頁参照のこと。

(3) 第一回ハワイ会議のプログラムに関しては、*Institute of Pacific Relations 1st Conference Proceedings 1925*, pp. 27-34 参照のこと。

(4) 澤柳、前掲書、一二―一四頁参照。

(5) こうした問題は、IPRにとって主要な課題とされた太平洋地域の平和的変革を指向する上で重要なテーマとみなされていた。なお、IPRが太平洋地域の平和的変革を指向していたことについて触れたものは少なからずあるが、代表的な例としては、Henry F. Angus, *The Problem of Peaceful Change in The Pacific Area — A Study of The Work of The Institute of Pacific Relations And Its Bearing on The Problem of Peaceful Change* (London and New York, 1937) が、*ibid.*

(6) この件について、IPRにおける中心人物の一人であったルーミスは、次のように述べている。曰く、「第一回ハワイ会議の主要関心は移民問題にあった。その理由は、最近制定されたアメリカの排日移民法に対して日本から強い抗議のあったことによる。この結果、全体で三六の円卓会議の中、一七が移民問題に於てられた。その他としては、文化接触(教育、宗教を含む)が七、工業と外国投資六、中国の外交関係四、太平洋における外交関係二、以上である。」と。Loomis, *op. cit.*, p. 129 参照。

(7) 原田助「開会の祈禱」、澤柳、前掲書、四五―五三頁。「Opening Prayer by Dr. T. Harada at the Organization Session of the Institute of Pacific Relations June 30, 1925」*Addresses and Papers on Institute of Pacific Relations, 1st Conference.*

*Honolulu 1925*, (Honolulu, 1925), (hereafter cited as *Institute of Pacific Relations*) vol. 1, p. 1.

(8) フォーリンマンの歓迎の辞や各IPR代表による声明については、同右書、四七一七〇ページ、をよむ。Ibid., pp. 7-36  
参照。